

あなたの経営に役立つ支援があります。

農業関連補助事業いろいろ

農業の経営安定や生産力増強を目的に、各種補助事業を行うことができます。支援を希望する場合は、事前に相談してください。

農業次世代人材投資事業

農業を始めてから経営が安定するまで、一定期間支援を受けられます。
交付額／年額150万円まで
(最長5年間)

対象／●独立・自営就農時の年齢が原則50歳未満の認定新規就農者 ●親元に就農する場合は5年以内に経営を継承する人 ●失業手当など、国のほかの支援を受けていない人

※給付金の申請を希望する人は、6月28日(金)までに事前相談をしてください。

農林水産業 後継者育成事業

次世代を担うリーダー、後継者を育成する講演会などの開催、公的機関が行う研修会への参加に対し支援が受けられます。

補助率／●講演会開催…2分の1以内で10万円まで ●研修会参加…2分の1以内で1人当たり25万円まで

対象／50歳未満の農林水産業者

新規転入農業者支援事業

経営に必要な農業機械や施設の取得費用、農地の賃借にかかる費用の一部が支援されます。

補助率／●農業機械や施設…2分の1以内で50万円まで ●農地賃借…10a当たり2万円以内で20万円まで

対象／新たに市内に転入した50歳未満で、親族が農地を所有していない認定新規就農者

「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業

パイプハウスや低コスト耐候性ハウスなどの施設整備、省力機械などの導入、鉄骨ハウスや

ガラス温室の改修に対し支援が受けられます。

補助率／●生産者団体など…3分の1以内 ●認定農業者など…4分の1以内

対象／認定農業者、3戸以上の農業者で組織する団体など

※令和2年度に計画している人は、6月28日(金)までに事前相談してください。

こだわり旭ブランド 創出支援事業

旭ブランドの創出に向けた商品開発や、PR活動などの取り組みに対し支援が受けられます。

補助率／2分の1以内で50万円まで
対象／3戸以上の農水産業者で組織する団体、農水産業を営む法人など

申し込み・問い合わせ先
農水産課 振興班
☎74・3671

飼料用米で収入確保を
現在作付けしている主食用米を飼料用米に振り替えることで、国・県・市の助成が受けられます。主食用米と同じかそれを上回る収入が見込める飼料用米に取り組みましょう。

あなたがつくる旭の逸品

特産品の開発に補助金を交付

旭市の魅力を発信するため、地域の特色を生かした特産品の開発事業に補助金が交付されます。

対象／市内に住所がある個人や事業所がある法人、市内の団体

対象事業／地域の食材を使った加工品などを新たに開発、または既存商品の改良を行い販売する事業

対象経費／開発費、品質検査、栄養成分分析、商標登録経費、パッケージ・ラベル製作費、販売促進費など
※人件費は除く。

補助額／対象経費の2分の1以内で50万円まで

申込期限／●6月14日(金)～7月16日(火) ●8月15日(木)～9月17日(火)

申し込み方法／商工観光課にある申請書に必要事項を記入し、申し込んでください。
※申請書は市ホームページからもダウンロードできます。

申し込み・問い合わせ先
商工観光課商工労政班 (☎62-5874)

